佐賀県吉野ヶ里町

令和3年度
吉野ヶ里町結婚新生活支援補助金

吉野ヶ里町では、結婚して新生活を始める新婚世帯に対して、新居の取得費、引越費用等の一部を補助します！

対象となる世帯

①**令和3年1月1日から令和4年3月31日まで**に婚姻届を提出し受理された夫婦であること。
②**対象となる住居が吉野ヶ里町内**にあり、住民登録のうえ居住していること。
③夫婦共に婚姻日における**年齢が39歳以下**であること。
④新婚世帯の**合計所得額が400万円未満**であること。
（※婚姻を機に離職し、申請時に無職の方は所得なしとます。）
（※貸与型奨学金の返済をしている方は、所得額から年間返済額を控除します。）
⑤交付申請の日から**５年以上**本町に居住する意思があること。
⑥購入又は賃貸する物件の所有者と夫婦のいずれかが３親等以内の親族ではないこと。
⑦他の公的制度による住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと。
⑧世帯全員が吉野ヶ里町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
⑨夫婦のいずれもが過去に吉野ヶ里町結婚新生活支援事業費補助金を受けていないこと。
⑩夫婦及び住所を同じくする世帯全員が町税等の滞納がないこと。

対象となる経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った次の費用の合計（**上限３０万円**）

①住宅購入費
②賃貸住宅新規契約時の前家賃、日割家賃、礼金、保証金等これに類する費用、共益費及び仲介手数料
②引越費用（婚姻後に同居するために引越しをした際に引越業者または運送業者へ支払った費用）

補助金額
１世帯あたり
上限３０万円
※予算額に達した時点で受付を終了します。

申請期日

令和４年３月３１日まで

申請・お問い合せ

吉野ヶ里町
東脊振健康福祉センター『きらら館』内
こども・保健課　子育て包括支援係
電話：０９５２－５１－１６１８

裏面：必要書類、交付までの流れ

手続きに必要なもの

●必須書類

- □　吉野ヶ里町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
- □　婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- □　世帯全員の住民票の写し
- □　夫婦の最新の所得証明書
- □　世帯全員の税に関する滞納のない証明書

●住宅を購入した場合

- □　住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- □　住宅取得費の領収書または支払金額が確認できる書類の写し

●住宅を借りた場合

- □　住宅の賃貸借契約書の写し
- □　契約時の前家賃、日割家賃、礼金、保証金等これに類する費用、共益費及び仲介手数料等の領収書または支払金額が確認できる書類の写し
- □　就労している人全員の住宅手当支給証明書（様式第２号）

●引越しをした場合

- □　引越しに係る領収書の写し（引越業者または運送業者に支払った費用に限る）

●貸与型奨学金を返済している場合

- □　貸与型奨学金の返済額がわかる書類（所得証明書で証明された年に返済した額）

●結婚を機に離職した場合

- □　離職したことがわかる書類（離職票、辞令書等）

補助までの流れ

婚　　姻（令和3年1月1日～令和4年3月31日）
新生活開始（令和3年1月1日～令和4年3月31日）

↓

補助金の申請
（令和4年3月31日まで）

↓

書類受理・審査後　交付決定

※不備や不足がある場合は再提出していただくことがあります。

↓

補助金の請求

↓

補助金の交付